

杉並区児童相談所長委任規則を公布する。

令和8年10月29日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第118号

杉並区児童相談所長委任規則

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。第1号において「法」という。）第32条第1項の規定により、次に掲げる事項については、児童相談所長に委任する。ただし、重要又は異例に属する事項については、児童相談所長は、あらかじめ区長の指揮を受けなければならない。

（1）法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この号において「令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。）による次に掲げる事務に関すること。

ア 法第27条第1項の規定による措置

イ 法第27条の2第1項の規定による児童自立支援施設及び児童養護施設への入所の措置

ウ 法第27条の3の規定による家庭裁判所への事件の送致

エ 法第28条第1項の規定による措置

オ 法第28条第2項ただし書の規定による措置の期間の更新

カ 法第28条第3項の規定による申立てに対する審判が確定するまでの間の措置

キ 法第29条の規定による立入調査及び質問

ク 法第30条第1項及び第2項の規定による届出の受理

ケ 法第30条の2の規定による指示及び報告の徴取

コ 法第31条第2項から第4項までの規定による措置

サ 法第33条第2項、第18項及び第20項の規定による一時保護の実施及び委託

シ 法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施及び同項ただ

し書の規定によるその他の適切な援助の実施

ス 法第33条の6第2項の規定による申込書の受理

セ 法第33条の6第3項の規定による連絡及び調整

ソ 法第33条の6第4項の規定による児童自立生活援助の実施の申込みの勸奨

タ 法第33条の6第5項の規定による情報の提供

チ 法第56条第1項の規定による負担能力の認定

ツ 令第30条の規定による職員の指定及び里親の家庭の訪問指導

テ 省令第36条の26第5項の規定による児童自立生活援助の実施の申込みの推奨

(2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下この号において「法」という。）による次に掲げる事務に関すること。

ア 法第8条の2第1項の規定による出頭要求並びに調査及び質問

イ 法第8条の2第2項（法第9条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による告知

ウ 法第8条の2第3項の規定による必要な措置

エ 法第9条第1項の規定による立入調査及び質問

オ 法第9条の2第1項の規定による再出頭要求並びに調査及び質問

カ 法第9条の3第1項の規定による臨検及び搜索

キ 法第9条の3第2項の規定による調査及び質問

ク 法第9条の3第3項の規定による許可状の請求及び当該請求に係る資料の提出

ケ 法第9条の3第5項の規定による許可状の交付

コ 法第10条第1項後段の規定による警察署長に対する援助の要請

サ 法第13条第1項の規定による児童福祉司等の意見の聴取及び指導の効果等の勘案

シ 法第13条第2項の規定による助言

ス 法第13条第3項の規定による委託

セ 法第13条の2の規定による安全の確認及び必要な支援



第2条 区長は、前条各号に掲げる事項について特に必要と認めるときは、同条の規定にかかわらず、直接その権限を行うことができる。

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

